

屋外広告物の許可申請（更新）手続きについて

必要書類（正副各2部）	備考
屋外広告物許可期間更新申請書 （第3号様式）	許可期間満了1ヵ月前を目途にまちづくり指導課から更新案内に同封して送付。
屋外広告物点検報告書 （第4号様式）	申請日から3ヵ月以内に点検実施されたもの。 堅ろうな広告物等の点検の場合には点検者資格の証明書の写しを添付すること。（屋外広告士合格証書など）
屋外広告物点検時のカラー写真	申請日から1ヵ月以内に撮影されたもの。
道路占用許可証の写し	道路を占用する場合には添付すること。
土地建物等使用承諾書等の写し	広告を設置している土地建物を借用している場合には添付すること。（自己所有地の場合は添付不要。） <u>※承諾書に借用する土地の地番、借用期限が記載されていない場合は空欄に明記すること。</u>

- 1 屋外広告物許可期間更新申請書
 - ・住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入、押印すること。
- 2 屋外広告物点検報告書
 - ・堅ろうな広告物等の点検実施者は以下の該当者のみ
 - (1) 屋外広告士
 - (2) 広告美術科の職業訓練指導員の免許保持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者
 - (3) 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習修了者
 - (4) 屋外広告物点検技能講習修了者
- 3 申請内容の変更について
 - ・申請者や堅ろうな広告物等の管理者の住所、氏名等に変更があった場合は別添の「各種届出について」を参考に所定の届出をすること。
 - ・広告物に変更があった場合は変更後の図面等を添付すること
 - ・事前相談、変更許可申請がなく変更されている場合で許可基準に適合しない場合は是正が必要となるため注意すること。
- 4 手数料の納付について
 - ・申請には手数料が必要。基本的には広告物1個ごとに5㎡ごと 1,330円（照明無）または 1,590円（照明有）。（立看板等の簡易なものは異なる。）
 - ・申請書類提出（郵送も可）後、まちづくり指導課にて書類の審査をし、申請者あてに納付書を送付するので、近隣の金融機関（納付書に記載）で納付すること。
 - ※手数料の入金確認後に許可書の発行となる。

◆納付書、許可書の送付先を、申請者の住所とは違う場所に希望する場合は、申請書の備考欄または別紙に送付先を記載すること。また申請者が法人等で、送付先担当部課の記載が必要な場合も同様。

問い合わせ、申請書類送付先
 〒410-8601
 静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市 都市計画部 まちづくり指導課 景観指導係
 TEL:055-934-4762 FAX:055-933-1412 Eメール:mati-sido@city.numazu.lg.jp